

田川市コミュニティバス運行管理業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

田川市では、地域住民とりわけ生活交通弱者（高齢者や交通空白地居住者等）に対し、買物や通院などの交通手段を確保することにより、日常生活が維持できる環境を確保することを目的として、コミュニティバスを市内6路線で運行している。

平成28年10月からの運行事業者の選定にあたり、事業を円滑に実施するために最も適切な事業者を、優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により参加事業者を募集する。

2 業務委託の概要

(1) 名称 田川市コミュニティバス運行管理業務

(2) 内容 (別紙)「田川市コミュニティバス運行管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり

※ただし、契約は半年毎に行うこととする。

また、運行内容等の見直しによる変更が生じることも想定されるため、その場合は必要に応じて協議を行い、見直し結果を反映させた運行内容等の変更を行い柔軟に運行を行うものとする。

(3) 履行期間 平成28年10月1日から平成31年9月30日まで(3箇年)

(4) 委託金額の上限 (平成28年10月1日から平成29年3月31日までの6箇月)
18,400,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

3 参加資格及び要件

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の経営者であること。

(3) 田川市内に本社、支店、営業所等を有していること。

(4) 運行車両(マイクロバス25人乗程度6台以上(予備車両1台含む)のうち1台はジャンボタクシーでも可)を確保することができること。

(5) 国税、市税に未納がないこと。

(6) 田川市暴力団排除条例(平成22年3月26日田川市条例第5号)に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

4 事業者の公募

- (1) 事業者の公募は、田川市ホームページに掲載する。
- (2) 公募の期間は、平成 28 年 2 月 26（金）から平成 28 年 3 月 17 日（木）までとする。

5 選定等

(1) 選定方法

企画提案書等の内容について、プレゼンテーションを受けた後、ヒアリングを行い、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により、選定委員（田川市地域公共交通会議委員より 4 名）で審査を行い本業務の受託候補者を選定する。

ア 委員は、次の「(4)審査基準」により評価を行い、評価点数の合計が最も高い事業者を受託候補者として選定するものとする。

イ 得点が 2 者以上の同点となったときは、再度、選定委員の合議により、受託候補者を選定するものとする。

ウ 参加者が 2 者に満たない場合は、プレゼンテーション実施の有無は別途、参加者に通知する。

(2) プレゼンテーション実施日等

日時：平成 28 年 3 月 23 日（水） 10 時～【予定】

場所：田川市役所 4 階 第 2 委員会室

※日程等が変更になる場合は別途通知する。

(3) 時間配分

参加者ごとに約 30 分を予定し、プレゼンテーションで機材等を使用する場合は、各自で準備すること。

ア 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20 分間）

イ 質疑応答・ヒアリング（10 分間）

(4) 審査基準

選考にあたっては、下表の審査項目、審査事項、基準に基づき評価する。

審査項目	配点	審査事項
事業者の概要 (配点:10点)	5	経営状況は健全であるか。
	5	運行実績は十分であるか。
運行の安全性 (配点:30点)	5	安全性を確保するための体制が整っているか。
	5	日常的に車両の点検や整備を行う体制が整っているか。また、予備車両は確保できているか。
	5	運転手が確保されていると共に健康管理体制も整っているか。
	5	飲酒運転防止など安全運行に対する取組がなされているか。
	5	国土交通省による処分状況(事故発生状況)は安全運行に支障がないか。
利用者への対応 (配点:20点)	5	事故または災害発生時の処理体制ができていないか。また、損害賠償責任能力は整っているか。
	5	運転手への教育体制(マナー向上など)が整っているか。
	5	利便性向上への独自の取組みが期待できるか。
	5	利用者増加への独自の取組みが期待できるか。
価格 (配点:40点)	40	見積金額に対する得点は、次式により算定する。(小数点以下第1位四捨五入) 見積金額に対する得点=40点×最低見積金額/各提案者の見積金額
		5
合計	100	

上記の評価点数

基準	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
		5	4	3	2

(5) 選定結果の通知

選定結果については、参加者全員に書面により通知する。なお、選定の評価については公開しないものとする。また結果に対する異議は受け付けない。

6 提案書類等の受付

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 履歴事項又は現在事項全部証明書の写し
- ウ 道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し
- エ 事業者概要(様式2)
- オ 財務諸表等(直近の決算のもの)
- カ 業務実績調書(様式3)
- キ 国税(税務様式その3の3)・市税(滞納のない証明)
※写しでも可。但し、発行後3箇月以内のもの。
- ク 損害賠償責任保険等の加入状況(様式4)
- ケ 見積書(様式は任意)

※但し、車両確保費、人件費、燃料油脂費、修繕費、保険料、租税公課など項目ご

とに積算したものとする。

コ 役員等調書及び照会承諾書（様式5）

サ 提案書（様式は任意）

※ 提案書はA4サイズ、総頁数は20頁以内とし、長辺綴じとすること。

※ 各様式については、直接交付するので、下記担当部局までメールにて請求すること。

※ 様式の定めのない書類については、様式を任意とする。

(2) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

(3) 提出先

田川市地域公共交通会議（事務局：田川市 商工観光課）

〒825-8501 田川市中央町1番1号

(4) 提出期限

平成28年3月17日（木）午後4時まで（必着）

(5) 提出方法

持参又は書留郵便によること。

(6) 担当部局

田川市地域公共交通会議

（事務局：田川市 商工観光課 担当：本川）

〒825-8501 田川市中央町1番1号

E-mail : syoukou@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

電話 : 0947-44-2000（内線312）

FAX : 0947-46-0124

7 提案書の記載内容

(1) 事業者の概要について

事業者の概要、業務遂行のための経営状況や運行実績などを記載すること。

ア 一般乗合旅客運送事業の事業実績について

イ 官公庁におけるコミュニティバス運行業務の受託実績について など

(2) 運行の安全性について

本業務を実施する上での運行管理体制をはじめ、安全性を確保するための手法や事故等が発生した場合の処理体制などを記載すること。

ア 運行管理体制について

イ 車両の点検・整備について、予備車両の確保について

ウ 運転手の確保と健康管理体制について

エ 飲酒運転防止など安全運行に対する取組みについて

- オ 国土交通省による処分状況（事故発生状況）について
- カ 事故時等における処理体制や損害賠償責任能力について など

(3) 利用者への対応について

運転手への教育体制（マナー向上）、利便性向上や利用者増加への取組みなどを記載すること。

ア 運転手への運転技術向上や接客のための教育体制について

イ 利便性向上への取組み（提案）について

ウ 利用者増加への取組み（提案）について

エ 利用者からの苦情等への対応体制について など

(4) 価格について

受託者の履行期間は平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3箇年とするが、今回の見積金額は、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの6箇月分のみとする。

※運行に伴う運賃収入、各種割引券販売額および国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、田川市地域公共交通会議の会計に歳入されることを前提に見積金額を提示すること。

※平成29年4月1日以降の契約金額は、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの6箇月間を基準契約期間とし、その契約金額（税抜）と当該期間の計画走行キロ数をもとに算出したキロ単価を用いて、半年毎の計画走行キロ数を乗算したものに消費税及び地方消費税相当額を加算したものとする。

見積金額に対する得点は、次式により算定する。（小数点以下第1位四捨五入）

見積金額に対する得点 = $40 \text{ 点} \times \frac{\text{最低見積金額}}{\text{各提案者の見積金額}}$

8 プロポーザル参加の辞退

プロポーザルの参加を辞退する場合は辞退届（様式6）により行うものとする。

9 質疑の受付及び回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期限 平成28年3月4日（金）午後4時まで（必着）

イ 提出方法

質問書（様式7）により、電子メールにて上記担当部局のメールアドレス宛てに送信し、その旨を電話にて連絡すること。電話及び直接来庁による質疑には応じない。

(2) 質疑に対する回答

平成28年3月8日（火）までに電子メールで回答する。

10 失格条項

参加者又は参加者の提出書類が、次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加者を失格とし、そのプロポーザルの提案は無効とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合
- (2) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載された場合
- (4) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (5) 見積上限額について、以下の金額を超える見積金額で提案された場合

運行管理業務 18,400,000 円（税込）

11 運行候補者の決定

プロポーザル審査の結果、第1位（最適任者）の者を受託候補者として決定する。

ただし、参加者が2者に満たない場合は、プロポーザル実施有無に関わらず、受託候補者として決定する。

12 契約の手続き

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。

受託候補者が、契約を辞退した又は参加資格要件を満たさなくなった場合には、次順位の者と契約の手続きを進めるものとする。

13 その他

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は、受託候補者を特定する以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提案内容は非公開とする。
- (6) 提案書の作成のために田川市又は田川市地域公共交通協議会から受領した資料は、田川市及び田川市地域公共交通協議会の了解なく公表してはならない。
- (7) 審査結果について一切の異議申立ては出来ないものとする。
- (8) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は全て参加者の負担とする。

14 スケジュール

3月 4日（金） 質疑受付締切

3月 8日（火） 質疑回答期限

3月17日（木） 提案書等提出期限

3月23日（水） 審査（プレゼンテーション）

※なお、日程については変更する場合があります。